

容 器 包 装 廃 棄 物
第 11 期分別収集計画
(令和 8 年～令和 12 年度分)

大 任 町

大任町分別収集計画

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5～6

大任町分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

令和7年4月より田川市郡8市町村で構成される田川地区広域衛生施設組合が発足し、同組合が運営する廃棄物処理施設「さくら環境センター」が始動した。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくりをする。
- ・ 分別の徹底による焼却量及び最終処分場の削減と資源の有効活用
- ・ 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減を実施する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直しを行う。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号) 単位 ; t

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装 廃棄物	304	294	284	274	264

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施するに当たっては、行政、地域住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・啓発活動の充実

広報誌等により、住民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらい、ごみの排出抑制及びリサイクルの取り組み強化のため分別排出の徹底、ごみの適切な出し方等について、啓発活動を積極的に取り組む。

・施設見学の実施

田川地区広域環境衛生施設組合と連携し、自治会や学校等を対象としたごみ処理施設の見学会等の開催によりごみ処理の現状について理解を深める機会を設けるとともに分別等に関する意識の高揚を推進する。

・販売包装の簡素化、買い物袋の持参の徹底

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参を広報誌等で普及・啓発し、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の簡素化を推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、町民の協力度、大任町が有する収集機材、さくら環境センターが保有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

大 任 町

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製容器 主としてアルミ製容器	缶 (実施中)
主として ┐無色のガラス製容器 ガラス製の └茶色のガラス製容器 容器 └その他のガラス製容器	ガラスびん (実施中)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック (検討中)
主として段ボール製の容器	段ボール (検討中)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装 (検討中)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル (実施中)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装 (実施中)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準ごとの量及び容器包装リサイクル法
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	5 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
主としてアルミ製の容器	2 t		2 t		1 t		1 t		1 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	3 t	0 t	3 t	0 t	3 t	0 t	3 t	0 t	3 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	4 t		4 t		4 t		4 t		4 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	4 t	0 t	4 t	0 t	4 t	0 t	4 t	0 t	4 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	3 t	0 t	3 t	0 t	3 t	0 t	3 t	0 t	3 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料たしてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
主として段ボール製の容器	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	14 t		14 t		14 t		14 t		13 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	14 t	0 t	14 t	0 t	14 t	0 t	14 t	0 t	13 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	5 t		5 t		5 t		5 t		4 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	5 t	0 t	5 t	0 t	5 t	0 t	5 t	0 t	4 t	0 t
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
製品プラスチックプラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

※「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」及び「上記にあるプラスチック容器包装以外のプラスチック使用製品」にある（独自処理額）には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」三十三条に記載の再商品化計画の認定分の数量も含めること。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

○特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、直近年度の分別基準適合物等の収集実績に、当該年度の人口変動率（下表参照）を乗じて算出するものとする。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口予想 (単位：人)	4, 9 6 7	4, 9 2 7	4, 8 8 7	4, 8 4 7	4, 8 0 7
対前年度人口変動率 (単位：%)	1 0 0	9 9 . 2 0	9 9 . 2 0	9 9 . 2 0	9 9 . 2 0

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）
収集・運搬業務は本町の責務で実施し、さくら環境センターにて搬入物の中間処理を行う

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）
缶・ビン・ペットボトル・容器包装プラスチックについては、さくら環境センターで破碎・選別・圧縮・保管をする。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。
- ・ 未洗浄やキャップ・ラベルの装着、異物の混入などにより、ペットボトルの回収率、リサイクル率が低下するため適正な排出方法について広報誌等で町民への更なる啓発に努める。
- ・ 汚れが付着した容器包装プラスチックについても回収率及びリサイクル率が低下するため適正な排出方法について広報誌等で町民への更なる啓発に努める。

- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- ・容器包装リサイクル制度による温室効果ガスの削減等の環境負荷低減効果を算定し、その結果を公表する。
- ・分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。